

## 第1章 総論

### 1 策定までの背景

#### (1) 環境教育の必要性

- 本県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川最上川に代表され、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする原生的な美しく豊かな自然に恵まれています。また、生活との関わりの中で育まれてきた里地里山などで地域に固有の生活文化や豊かな生態系を形成してきました。
- 世界人口の急増や新興諸国の経済成長を背景に、石油をはじめとする各種資源に対する需要が増加し、資源の枯渇や環境負荷への対応が国際的な課題となっています。特に、地球温暖化の防止のため、低炭素社会の実現に向けた国際的な取組みが求められており、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量の少ない生活スタイルや産業システムの構築が急務となっています。
- また、開発などの人間活動、里山などにおける人間活動の縮小、侵略的な外来生物の侵入や持込み、地球温暖化等の地球環境の変化によって、多くの生物種や生態系が失われつつあり、生物多様性の保全が大きな課題となっています。
- さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー政策の抜本的な見直しが求められるなど、大きな価値観や意識の変化が生じています。
- これらの現在の環境問題の多くは、日常生活と密接に関係していることから、一人ひとりが世界の人々や自然環境との関係性の中で生きていることを認識し、問題解決のために行動することが求められています。
- そのためには、環境教育を通し、県民の環境保全への意識を高めるとともに、環境を保全・創造・活用する取組みに主体的に参加できる人材を育成することが必要です。

#### (2) 国と本県のこれまでの動き

- 本県では、平成11年3月に「山形県環境基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例では、環境が人間のみならず、あらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組みを進めることを宣言しています。
- また、条例では、環境教育について、県は、県民及び事業者の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、市町村その他の関係機関と協力して環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとしています。
- 県では、条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境計画を策定しています。平成24年3月に策定した「第3次山形県環境計画」では、基本目標の一つに「環境教育を通じた環境の人づくり」を掲げ、環境教育を重要施策として推進しています。
- 国では、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展すること

ができる社会を構築するために、環境保全活動を促進することを目指したものです。国民、民間団体、事業者、行政などの各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切であり、一人ひとりが環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境保全のための意欲の増進及び環境教育を推進することとしています。

- この法律が制定されたことを受けて本県では、平成17年2月に「山形県環境教育推進方針」を策定し、環境保全の意欲増進及び環境教育の推進に取り組んできました。
- 平成23年6月には、情勢の変化等に対応するため、この法律（法律名も改正され「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となった。以下、「法」という。）が一部改正されました。これまで進めてきた環境保全活動、環境教育を一層推進するために、今後は、「体験学習に重点を置く取組」から「幅広い実践的人材づくりと活用」に力を移していくこととしています。
- また、国では法に基づき、平成24年6月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下、「国の基本的な方針」という。）を閣議決定し、環境保全活動等の推進についての基本的な事項、施策について示しています。
- 今回の法改正で新たに示された主なポイントとして、以下の3点が挙げられます。
  - ・ 法の目的に「協働取組」の推進を追加して、企業・民間団体・行政などの協働をますます重要視していくこと
  - ・ 学校教育における環境教育の一層の充実
  - ・ 環境教育に関わる民間団体への支援方策
- さらに、地方公共団体における環境教育推進の枠組みが具体化され、以下の2点が新規に定められました。
  - ①行動計画の作成
    - ・ 法第8条において、都道府県に対し「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下、行動計画という。）」の作成に努めることとされました。
  - ②推進協議会の設立
    - ・ 行動計画を作成しようとする都道府県は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための「環境教育推進協議会」を組織することができることとされています。この協議会は、県、県教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、その他、関係する国民、民間団体等、学識経験者をもって構成することとなっています。
- これらを踏まえ、本県では、さらなる環境教育の推進のため、法に基づき、平成24年9月に「山形県環境教育推進協議会」を設置し、現行の「山形県環境教育推進方針」を行動計画として見直し策定することとしました。

## 2 計画の性格

- 法第8条第1項で規定する都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた「行動計画」です。本県の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な考え方と施策を示すものです。
- 第3次山形県環境計画の基本目標6「環境教育を通じた環境の人づくり」を達成

するための分野別計画です。

### 3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 25 年度から、上位計画である第 3 次山形県環境計画の終期の平成 32 年度までとします。

#### 山形県環境教育行動計画の位置付け

